こんにちは ハローワーク

令和５年6月１日発行

6 月号

築館公共職業安定所
栗原市築館薬師２丁目２－１　TEL 0228－22－2531

ハローワークからのお知らせ

○雇用保険手続きを電子申請によりデジタル化しませんか？

・これまでの書面手続きに比べて簡単・便利です。

・詳細は２～３ページをご覧願います。ご不明な場合・電子申請を検討する場合は当所雇用保険担当までご連絡願います。（0228-22-2531）

・市内事業所の申請件数全体のうち７６．１％（令和５年３月現在）が、すでに電子申請となっております。

○令和６年３月新規高卒者を対象の求人受付が６月１日から開始されました。

・求人票の返戻は７月１日からとなります。（７月１日に返戻希望の場合の求人申込期限は６月２６日までに、原則求人者マイページから申込みとなります）

・「早めの求人申込、７月３日（月）からの学校訪問等による早めの求人活動」が事業所の人材確保の可能性を高めることになります。

・ご不明な場合は当所学卒担当までご連絡願います。（0228-22-2531）

労働市場の動き（4月内容）

ハローワーク築館管内の求人・求職者の動向

◆４月の有効求人倍率は１.３３倍

◆月間有効求人数は１,３４４人、月間有効求職者数は１,００９人

・新規求人数は４６６人と、前月に比べ１０．１％の減少となり、前年同月比では１．１％の減少となりました。

・新規求人は主な産業別では前年同月比で運輸業が２００．０％、生活関連サービス業・娯楽業が１００．０％、卸売・小売業が４４．１％、医療・福祉が２４．８％、宿泊業・飲食サービス業が２３．１％、建設業が８．７％、サービス業が４．５％増加した一方で、製造業が３８．１％減少しました。

・新規求職申込件数は３１１人と、前月に比べ２９．０％増加し、前年同月比では４．９％減少しました。

・このため、４月の当所管内における雇用失業情勢は、月間有効求人数１，３４４人に対し、月間有効求職者数１,００９人で、有効求人倍率は、１．３３倍となり、先月より０．２ポイント減少しました。

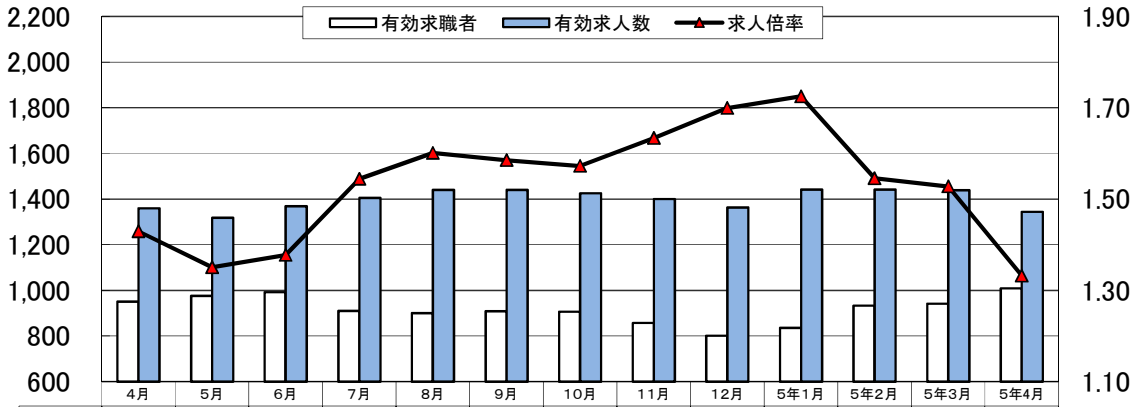

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5年1月	5年2月	5年3月	5年4月
有効求職者	951	976	993	910	900	909	906	857	802	836	933	942	1,009
有効求人数	1,359	1,318	1,368	1,405	1,441	1,441	1,425	1,400	1,363	1,442	1,442	1,439	1,344
求人倍率	1.43	1.35	1.38	1.54	1.60	1.59	1.57	1.63	1.70	1.72	1.55	1.53	1.33

雇用の動き（4月内容）

一般職業紹介状況

（パートタイムを含む）

項目		当月	前月比（%）	前年同月比（%）
求職関係	新規求職者数	311	29.0	▲ 4.9
	うち45歳以上	201	40.6	▲ 1.0
	有効求職者数	1,009	7.1	6.1
	うち45歳以上	613	11.5	6.2
求人関係	新規求人数	466	▲ 10.0	▲ 1.1
	うち常用	438	▲ 13.8	▲ 2.0
	有効求人数	1,344	▲ 6.6	▲ 1.1
	うち常用	1,290	▲ 7.4	1.2
紹介関係	紹介件数	197	▲ 27.6	3.1
	うち常用	184	▲ 27.6	9.5
就職関係	就職件数	106	▲ 22.6	21.8
	うち常用	99	▲ 23.8	19.3

雇用保険適用状況

項目		当月	前月比（%）	前年同月比（%）
被保険者関係	資格取得者数	451	239.1	67.0
	資格喪失者数	484	186.4	191.6
	月末現在被保険者数	17,047	▲ 0.7	▲ 0.4

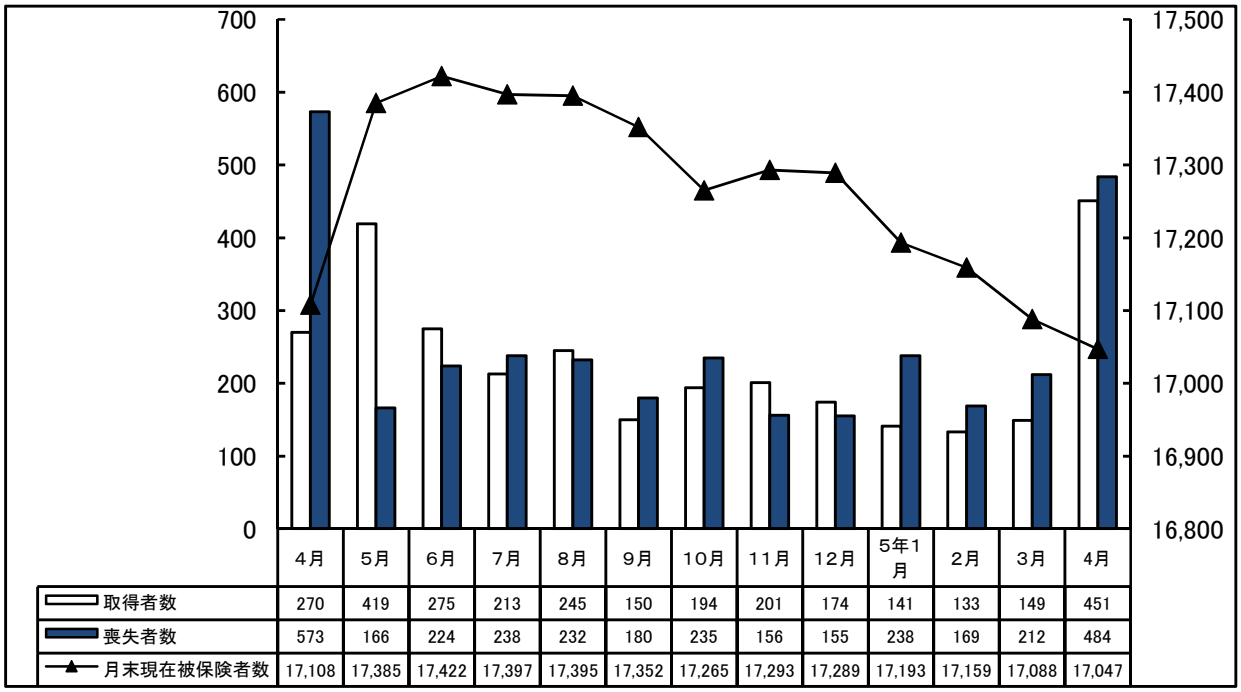

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5年1月	2月	3月	4月
取得者数	270	419	275	213	245	150	194	201	174	141	133	149	451
喪失者数	573	166	224	238	232	180	235	156	155	238	169	212	484
月末現在被保険者数	17,108	17,385	17,422	17,397	17,395	17,352	17,265	17,293	17,289	17,193	17,159	17,088	17,047

労働保険の申請は、カンタン・便利な電子申請で!!

電子政府の総合窓口
「e-Gov（イーガブ）」
にアクセス！

これまでの書面手続に比べて、電子申請は簡単・便利！

自宅やオフィス、社労士事務所から、インターネットを経由して、24時間いつでも申請や届出ができます。

いつでもどこでも手続可能！

労働局や労働基準監督署の窓口に出向く必要はありません。
窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにいながら申請や届出ができます。
窓口の開設時間にとらわれず、24時間365日、いつでも手続が可能です。

簡単・スピーディに申請！

大量の申請書類への記入も、電子申請ならデータでスピーディに処理できます。
前年度の申請情報を取り込めるので、一度電子申請を行えば、次年度からは変更と修正だけ！入力チェック機能や計算機能があるので、記入漏れや記入ミスを防げます。

ムダな時間やコストも削減！

申請・届出用紙の入手は不要！申請内容によっては複数の手続をまとめて申請できるので、書類申請のための移動費・手数料・人件費などのコストを削減できます。
マイナンバーカードを使うと、電子証明書の取得費用はかかりません。
（ＩＣカードリーダライタは別途必要です。）

まずは、e-Govウェブサイト*へアクセス！
http://www.e-gov.go.jp

＊電子申請の総合窓口サイト「e-Gov（イーガブ）」
電子申請についての利用案内が掲載されています。

電子申請の事前準備をはじめましょう！

（裏面へ）

厚生労働省

下の５つのチェック事項をクリアしたら、準備は完了です！

チェック 1 パソコンを確認します

パソコンが、電子申請に必要な動作環境を満たしているか確認します。

➡ 推奨されるパソコン環境→「e-Gov電子申請システム動作確認環境」
http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup01/recommended.html

チェック 2 電子証明書を取得します

電子証明書は「ICカード形式」と「ファイル形式」の2種類があります。

ICカード形式

- 公的認証サービス（マイナンバーカード）を活用できます。
- 民間の認証局からの取得も可能です。

ファイル形式

法務省の「商業登記に基づく電子認証」を活用できます。

➡ 電子証明書は、「認証局」と呼ばれる発行機関から取得できます。
http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup04/manu_certificate.html

チェック 3 ブラウザのポップアップブロックを解除します

ブラウザソフトにポップアップブロックが設定されていたら、解除します。

➡ 「ポップアップブロックを解除する」
http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup01/popup.html

チェック 4 「信頼済みのサイト」に登録します

電子申請でアクセスするサイトを、「信頼済みのサイト」に登録します。

➡ 「信頼済みサイトへの登録」
http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup01/trust.html

チェック 5 電子申請アプリケーションをインストールします

専用の電子申請アプリケーション（無料）をインストールします。

➡ 「e-Gov電子申請アプリケーションのインストール方法について」
http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup03/index.html

上記、５つのチェックは、e-Govウェブサイト上で行えます。
「e-Gov電子申請システムの利用準備をする」ページにアクセスしてください。
http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup/index.html

『事前準備ガイドBOOK』 などの
各種マニュアルもご用意しています。
http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/

出典：e-Govウェブサイト(http://www.e-gov.go.jp)

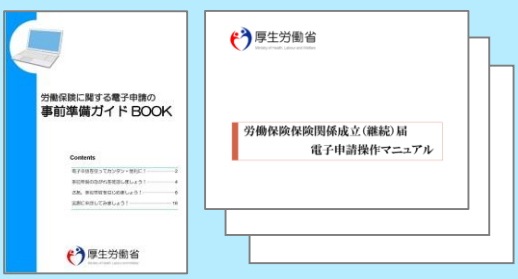

文中の社名、商品名等は各社の商標または登録商標である場合があります。

★ **市販の電子申請用ソフト（API対応ソフト）を利用すれば、更に以下のメリットがあります。**
- **労働者の情報をソフト内に入力し保存できる！**
- **当該データを基にワンクリックで様式が自動作成され、あとはそれを送信するだけ！**

是非、ご利用をご検討ください。